

平成3年6月26日

各管区警察局公(保)安部長
警視庁警ら部長
警視庁交通部長 〓
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁交通局交通規制課長

運送事業用自動車である自動車の使用の本拠の位置との間の距離について

運送事業用自動車である自動車の使用の本拠の位置との間の距離については、改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年政令第329号。以下「令」という。)第1条第1号の規定に基づき、運輸大臣が別に定めることがあるとされている。

運輸大臣が別に定めた内容については、平成3年6月25日付けで、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離を定めた件」(平成3年運輸省告示第340号。以下「告示」という。別添1)により告示されたとおりであるので、下記のことには留意して、執務上遺憾のないようにされたい。

記

1 告示の概要

告示においては、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業(以下「旅客自動車運送事業」という。)並びに貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。以下「貨物自動車運送事業」という。)及び改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第14

5号) 第13条第1項に規定する第二種利用運送事業(以下「第二種利用運送事業」という。)の用に供する自動車について、運輸大臣が定める地域につき自動車の使用の本拠の位置との間の距離が定められている。

したがって、告示で定められていない貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車である当該自動車の使用の本拠の位置との間の距離は、令第1条第1号の規定により、2キロメートルを超えないものであることとなる。

2 距離の具体的内容

(1) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車

ア 原則

原則として、告示において定められている2キロメートルを超えないものであることとなる。

イ 個別に認める場合

告示ただし書において、地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)が個別に認める場合が定められている。

具体的には、次のとおりである。

- ・ 別添2の例により、各地方運輸局長が2キロメートルを超えるものを認める場合の基準を公示により定める。
- ・ この公示に基づき、各地方運輸局長が2キロメートルを超えるものを認めた場合には、別添3の通知書により、保管場所として認めた車庫の所在地等について、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に通知する。

通知を受けた公安委員会にあっては、保管場所の位置を管轄する警察署長に対し、別添3の通知書の写しを送付すること。この場合において、当該警察署長の属する公安委員会と通知を受けた公安委員会が異なるときは、通知を受けた公安委員会は当該警察署長の属する公安委員会を通じて送付すること。

なお、地方運輸局長が行う公示については、別途通知する。

(2) 貨物自動車運送事業及び第二種利用運送事業の用に供する自動車

告示において、運輸大臣が定める地域につき一義的に定められている距離を超えないものであることとなる。

運輸局長公示（例）

運輸省告示第340号のただし書により、旅客自動車運送事業用自動車の保管場所として、使用の本拠（営業所）との間の距離が2キロメートルを超える車庫を認める場合の基準については以下のとおりとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業であること。
- (2) 当該車庫のある場所に営業所を設置し、維持することが経営上困難であること。
- (3) 営業所と当該車庫が常時密接な連絡ができる設備及び運行管理をはじめとする管理が十分実施できる体制を有しているとともにその実施方法が明確に定められていることにより運行管理等が確実に行われていること。

自動車の保管場所として個別に認めた
車庫についての通知書

年 月 日

公安委員会殿

運輸局長 印
沖縄総合事務局長

自動車の保管場所の確保等に関する運輸大臣告示（運輸省告示第340号）に基づき、以下の旅客自動車運送事業の車庫を当該事業者の自動車の保管場所として認めたので通知する。

事業者住所	
事業者名	
使用の本拠の位置 (営業所の所在地)	
自動車の保管場所として認め た車庫の所在地	
上記車庫の収容台数	